

平成22年第1回埼玉県後期高齢者
医療広域連合議会定例会 議案

平成22年2月18日開会

議 案 目 次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 1
議案第 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 3
議案第 3 号	平成 2 1 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・・・ 別冊
議案第 4 号	平成 2 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算・・・・ 別冊
議案第 5 号	平成 2 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・・・ 別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月18日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の賦課額の軽減措置を平成22年度以降も継続することに伴い、その財源として当該基金を処分するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 広域連合が法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者に対して
埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連
合条例第24号。以下「条例」という。）附則第8条、附則第13条又は附則第
16条の規定により読み替えて適用される第15条の規定により保険料を減額
（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平
成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第2項の規定に
より減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

第6条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例第14条第1項第1号の2の
規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額
される額を除く。）又は条例第14条第3項若しくは附則第10条の規定により
所得割額を減額するための財源に充てる場合
- (6) 広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例附則第11条又は附則第14
条若しくは附則第17条の規定により読み替えて適用される第14条第1項第1
号の規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により
減額される額を除く。）するための財源に充てる場合

附則第2条中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月18日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

平成22年度及び平成23年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の賦課額について現行の軽減措置と同様の措置を継続するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「0.0796」を「0.0775」に改める。

第10条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「42,530円」を「40,300円」に改める。

第14条第1項第4号を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

第15条第1項中「前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号」を「前条第1項第1号から第2号まで及び第2項」に改める。

第17条第1項中「6か月」を「6月」に改める。

第19条中「市区町村長」を「市町村長」に改める。

第22条中「月割り」を「月割」に改める。

附則第6条第7号中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則第11条中「同条第1項第1号及び第3項」を「同号及び同条第4項」に改める。

附則に次の3条を加える。

（平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例）

第15条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定

について第4条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第16条若しくは附則第17条」とする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第16条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第17条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

別表中「第6条」を「附則第6条」に、「0.0670」を「0.0693」に、「35,760円」を「36,020円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。